

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 運航管理規程の届出、変更の届出
- ② 手続根拠 : 海上運送法第10条の2第1項(一般旅客定期航路事業)
" 第19条の3第3項(第10条の2準用)
(特定旅客定期航路事業)
" 第23条(第10条の2準用)
(旅客不定期航路事業)
" 第19条の6の3(第10条の2準用)
(人の運送をする貨物定期航路事業)
" 第20条の2(第10条の2準用)
(人の運送をする不定期航路事業)
- ③ 手続対象者 : 一般旅客定期航路事業を営もうとする者
特定旅客定期航路事業を営もうとする者
旅客不定期航路事業を営もうとする者
人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者
人の運送をする不定期航路事業を営もうとする者
- ④ 提出時期 : 運航開始の日(変更届出の場合は、当該変更を実施する日)までに提出。
- ⑤ 提出方法 : 次に掲げる事項を記載した運航管理規程作成(変更)届出書を所轄地方運輸局長に提出。
(1)住所及び氏名
(2)届出をしようとする運航管理規程(変更届出の場合は、新旧の運航管理規程(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)
(3)運航開始予定期日(変更届出の場合は、その実施の予定期日)
(4)変更届出の場合は、変更を必要とする理由
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 申請書様式 : なし
- ⑧ 記載要領・記載例 : 提出先となる所轄地方運輸局海事振興部旅客課(沖縄においては、運輸部総務運航課)にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先:

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	0134-27-7176
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
北陸信越運輸局海事振興部海事産業課	025-244-6115
関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
四国運輸局海事振興部旅客課	087-825-1183
九州運輸局海事振興部旅客課	093-332-8089
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-0064

又は最寄りの運輸支局

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：所轄地方運輸局

3. 手続情報

① 審査基準：海上運送法第10条の2 海上運送法施行規則第7条の2第1項各号